

令和5年12月玉川村議会定例会

議事日程(第2号)

令和5年12月12日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

出席議員（12名）

1番	大 羅 将 君	2番	佐久間 安 裕 君
3番	小 針 竹千代 君	4番	石 井 清 勝 君
5番	渡 邊 一 雄 君	6番	小 林 徳 清 君
7番	大和田 宏 君	8番	飯 島 三 郎 君
9番	西 川 良 英 君	10番	三 瓶 力 君
11番	塩 澤 重 男 君	12番	須 藤 利 夫 君

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	大 越 健 一	会計年度任用	須 藤 智 恵 子
-------	---------	--------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

村 長	須 釜 泰 一 君	副 村 長	丹 内 一 彦 君
教 育 長	岡 崎 寛 人 君	総 務 課 長	須 田 潤 一 君
企画政策課長	小 針 武 彦 君	住民税務課長 兼会計管理者	車 田 ヨシ子 君
健康福祉課長	曲 山 知 賀 子 君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	塩 田 敦 君
地域整備課長	高 林 浅 輝 君	教 育 課 長	坂 本 敬 君
公 民 館 長	小 針 達 夫 君	遊 水 地 対 策 室 長	溝 井 浩 一 君

◎開議の宣告

○議長（須藤利夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12人です。

定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（須藤利夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎一般質問

○議長（須藤利夫君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

◇ 大 羅 将 君

○議長（須藤利夫君） 1番、大羅将君の発言を許します。

1番、大羅将君。

[1番 大羅 将君登壇]

○1番（大羅 将君） おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、前もって通告をしておきました3件について質問させていただきます。

まず、1件目ですが、玉川村ホームページについてでございます。

本村では、現在、ホームページ、広報たまかわ、玉川村公式ユーチューブチャンネル、公式LINE、玉川村地域おこし協力隊フェイスブック、防災行政無線などを使った情報発信を行っています。

しかし、ホームページに関しては、令和5年4月にリニューアルを行ったものの、令和5年11月16日現在、玉川村観光情報等の情報が掲載されておらず、村内のイベント等を知ることが容易でない状況にあります。

本村の効果のある情報発信をしていただきたいという思いから、次の3点について伺います。

1点目は、ホームページの現状、課題、今後の取組について。

2点目は、リニューアル後の反応について。

3点目は、ホームページと連携した新たな情報発信媒体の導入について。

2件目ですが、玉川村公式LINEについてでございます。

令和5年5月から玉川村公式LINEの運用が開始されました。端末に直接情報が届くため、災害発生時の緊急情報に加え、お知らせやイベント情報をリアルタイムで受信ができ、本村の情報がより身近に感じられ、確認が手軽に得られるようになりました。

運用から約6か月がたち、今後のさらなる活用に期待し、次の3点について伺います。

1点目は、公式LINEの現状について。

2点目は、公式LINEの具体的な配信内容と展望について。

3点目は、友だち登録の目標値と増加を促す周知方法について。

3件目ですが、市町村対抗スポーツ大会についてでございます。

令和5年9月定例会で、市町村対抗スポーツ大会について質問をした件ですが、近隣市町村の支援状況を確認して検討すると答弁がありました。令和6年度の予算編成時期でもありますので、その後、どのように検討されたのか、その内容について次の2点を伺います。

1点目は、近隣市町村の支援状況の調査結果について。

2点目は、調査結果を踏まえた来年度の支援の具体的な内容について。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（須藤利夫君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長、須釜泰一君。

〔村長 須釜泰一君登壇〕

○村長（須釜泰一君） 改めまして、おはようございます。

1番、大羅議員のご質問にお答えいたします。

まず、1つ目の玉川村のホームページについてであります。1点目のホームページの現状、課題、今後の取組につきましては、ホームページの各課の内容につきましては、担当課が記事を作成後、広報係が集約して更新を行い、それ以外の内容については広報係において直接更新を行っており、通常業務のほかに全ての更新作業を行わざるを得ない状況にあり、ホームページを適時適切に最新情報等に更新できる体制にないことや、速やかに情報集積がなされないこと等が課題と考えております。

今後は、各職員のスキルアップに努めるとともに、11月に任命した地域おこし協力隊の情報発信支援員との協働、連携により、更新作業等を円滑に進め、閲覧者の利用しやすいようなホームページとなるよう必要に応じて改善してまいりたいと考えております。

2点目のリニューアル後の反応につきましては、本年4月にホームページのリニューアルを行い、ページのレイアウト、デザイン、字体、色調、画像やイラストなどを用いて閲覧者の関心を引きつけるような工夫をすることで、見やすくなったとか、きれいになったなどの好評をいただいているところです。

3点目のホームページと連携した新たな情報発信媒体の導入につきましては、現在連携している玉川村地域おこし協力隊によるフェイスブックなど、既に導入しているSNSをより効果的に活用することを最優先とし、新たなSNSの導入についてはどのような職員体制で運営しているかなど、他市町村の取組やその効果を見定めながら調査、研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、2つ目の玉川村公式LINEについてであります。1点目の公式LINEの現状につきましては、本年5月に公式アカウントを開設し運用を開始したところであります。運用開始時点で75人の登録でしたが、12月1日時点で161人の友だち登録があり、少しずつではありますが増加している状況であります。

また、情報の配信については、前問でお答えしたように11月より地域おこし協力隊として情報発信支援隊員が着任しましたので、今後は、連携する中で配信する内容の充実や速やかな更新に努めてまいります。

2点目の公式LINEの具体的な配信内容と展望につきましては、まず、配信内容については、村の行政情報や暮らしの情報、村主催等のイベント情報、観光情報、災害発生時の緊急に告知する必要がある情報などであります。

また、村公式ホームページや広報たまかわなど、関連サイトへのリンクを掲載しております。

今後の展望については、行政区等に加入していない方やアパートに住んでいる方にも情報が伝わるような、届かないところへの情報拡散や、スマートフォンやタブレット等にリアルタイムで情報を届けることができる情報発信の即時性に優れるように努めるなど、LINEの優位性をしっかりと活用できるよう取り組んでまいります。

3点目の友だち登録の目標値につきましては、現段階では目標値については考えておりませんが、公式LINEを導入している他市町村の目標値を参考に、今後調査、検討してまいります。まずは、村民の皆様が必要な情報、知りたい情報を配信することで登録者が伸びてくるとお思いますので、きめ細やかな情報を正確に、速やかに配信していくことに努めてまいります。

また、登録者の増加を促す周知方法については、まずは村民の皆様方に認知してもらうために、これまでも広報たまかわ5月号や村ホームページ、さらには地域おこし協力隊の情報発信支援員によるインスタグラムなどの媒体での周知を実施しております。

今後も、引き続き村公式ホームページにおいて周知を図るほか、広報たまかわ12月号にも再掲載を行うなど、玉川村公式LINEの運用が行われていることを理解され、活用いただけるようしっかりと取り組んでまいります。

次に、3つ目の市町村対抗スポーツ大会についてであります。1点目の近隣市町村の支援状況の調査結果につきましては、石川管内4町村及び隣接する須賀川市、鏡石町、矢吹町の7市町村を調査いたしました。

調査は、市町村対抗スポーツ大会に出場する際の支援額、バスの貸出状況、ユニホームの作成支援状況の3項目で実施をいたしました。

支援額については、激励金として25万円を定額で支給する自治体もあれば、基本額5万円で、1勝するごとに5万円を追加交付する自治体もあり、市町村によって支援方法に違いがあるため単純に比較することはできませんが、過半数が本村よりも多額の支援をしている状況となっております。

バスの使用については、使用に当たっての条件をつけながらも、一部大きな公用車を準備する自治体を除き、ほとんどの自治体は所有するバスの利用を認めております。

ユニホームの作成支援については、多額の激励金を支援している自治体等を除き、ほとんどが別途作成支援を行っている状況にありました。

2点目の調査結果を踏まえた来年度の支援の具体的な内容につきましては、今回の調査結果を踏まえ、他市町村と比較、参考としながら、現在、支援内容の検討を行っております。

具体的な支援内容はまだ決定しておりませんが、ユニホームについては、支援内容や基準等の検討を進めており、また、村バスの利用については、事故があった場合の保険の適用範囲やバス運転手の確保など、想定される課題の検証等を行っているところであります。

なお、市町村対抗スポーツ大会参加費に係る支援については、村から玉川村スポーツ協会へ活動支援補助金を一括交付しており、協会から村内各スポーツ団体へ助成をしておりますので、スポーツ協会において実情に応じた支援がなされるものと考えております。

○議長（須藤利夫君） 大羅将君。

○1番（大羅 将君） 答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきますが、1件目の玉川村ホームページについてで、まず、1点目のホームページの現状、課題、今後の取組についてであります。

まず、ホームページに関してですが、令和5年4月にリニューアルをされましたが、リニューアルに至った経緯をお伺いいたします。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） 大羅議員の再質問にお答えいたします。

令和5年4月にホームページのリニューアルに至った経緯についてでございますが、今まで利用していたホームページのフォーマットを導入してから10年が経過しておりました。デザインなどに古さも感じられましたことや、各課の情報についても整理の必要が認められましたので、令和4年度に予算化して更新を行っております。

○議長（須藤利夫君） 大羅将君。

○1番（大羅 将君） 村内の方は、広報たまかわや回覧板のチラシ等で情報を得ることができますが、村外、県内、県外の方が玉川村の情報を知りたいと思った場合、まずアクセスするのが玉川村ホームページだと考えております。検索に関しては、トップページより玉川村観光情報、イベント観光タブをクリックし、ページを閲覧すると思います。

しかし、リニューアル後、玉川村観光情報イベント、観光カレンダーの更新が11月まで掲載がなかった状態でした。掲載がないと玉川村の情報が知ることができず、イベント等に参加できないとともに、関係人口、交流人口の増加につながらない一つの要因だと考えております。

そこで、今日まで掲載できなかった原因と、今後どのように対応していくのかお伺いいた

します。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） ただいまの大羅議員の再質問でございます。

今まで更新がなかなかできなかった、記事等の掲載がなかなか進まなかった要因でございますが、先ほど村長の答弁でも申し上げましたとおり、専門職でホームページのなかなか更新ができない、いろんな業務の中で兼務をしてその業務を行っているというような状況の中で進まなかったというようなことがございます。

そこで、先ほどもお話ししましたが、11月に地域おこし協力隊の情報発信支援員というのを募集しまして、どうにか2名体制となりましたので、今後はその支援員と共に連携しながら更新をスムーズにしていきたいと考えてございます。

○議長（須藤利夫君） 大羅将君。

○1番（大羅 将君） ホームページリニューアル以降のホームページの閲覧のユーザー数だったり、セッション数、ページのビュー数などが分かったらお伺いいたします。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） 大羅議員の再質問にお答えいたします。

リニューアル以降のユーザー数、セッション数、ページビュー数についてでございますが、まず、ユーザー数につきましては3万7,847人になっております。セッション数につきましては5万7,408回でございます。ページビュー数でございますが14万447枚となっております。

○議長（須藤利夫君） 大羅将君。

○1番（大羅 将君） リニューアル後、ユーザー、人数に関しては3万7,000人以上が玉川村のホームページを閲覧しているということですが、今後このユーザー数を増やす、アクセス数を増やす方法については、どのような対策を考えているのかお伺いいたします。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） 大羅議員の再質問でございます。

アクセス数を増やすにはどのような対策を考えているのかというようなことでございますが、先ほどもお話しさせていただきました、今回情報発信支援員を任命しましたので、そちらの方の協力を得ながら、スムーズな更新作業をしてアクセス数を増やしていきたいと考えてございます。

○議長（須藤利夫君） 大羅将君。

○1番（大羅 将君） 次に、2点目のリニューアル後の反応について再質問させていただきます。

リニューアル前とリニューアル後では、アクセス数等を比較した場合、リニューアルした後、どのような効果があったと言えるのかお伺いいたします。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） 大羅議員の再質問でございます。

リニューアル後の反応について、前後を比較してどのような効果があったのかというようなことでございますが、平均のセッション時間、見ている時間なんですけど、これにつきましては、リニューアル前が平均で1分51秒、リニューアル後が2分38秒というようなことで、僅かですが長い時間見ていただいているというようなことが分かります。

また、直帰率というのがございまして、ホームページを見てすぐ閉じてしまうというようなパーセントなんですけど、リニューアル前は50%、半数がすぐ帰ってしまったんですけど、リニューアル後につきましては37.04%というようなことで改善されている状況にあり、徐々にではありますがリニューアルの効果があるのかなと感じてございます。

○議長（須藤利夫君） 大羅将君。

○1番（大羅 将君） それでは、3点目のホームページと連携した新たな情報発信媒体の導入について再質問させていただきます。

現在、移住定住を促進させるためや若い年齢層に情報を発信していくために、自治体の広報活動として最も相性がいいと言われているSNSがInstagramと言われていますが、今後、Instagram等の導入の可能性があるのかお伺いいたします。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） ただいまの大羅議員の再質問でございます。

今後、Instagramの導入を考えているのかというようなことでございますが、先ほども答弁で述べさせていただきました、11月に任命しました協力隊の情報発信支援員の協力を得ながら、今現在、導入に向けて既に準備のほうを進めさせていただいております。

○議長（須藤利夫君） 大羅将君。

○1番（大羅 将君） インターネットやSNSが普及をしていくとともに情報格差、情報弱者が生まれてしまう可能性も危惧されております。デジタルにあまり親しみのない方が感じているデジタルの壁を取り除く必要があると思っておりますが、今後玉川村で行っていく具体的な取組等についてはありますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） 大羅議員の再質問でございます。

情報格差、情報弱者などデジタルの壁を取り除く具体的な取組はあるのかというようなことではございますが、今現在もキャッシュレスの導入であったり、DXに親しむというようなことで事業を展開してございます。実際に、ホームページとかLINEとかインスタグラムなどをやろうとしてもなかなかできない方もいらっしゃると思いますので、今後は高齢者の方々、またそういう利用が難しい方というようなところを対象に、スマホの使い方教室等の易しいところから事業展開などができないか調査、研究してまいりたいと考えてございます。

○議長（須藤利夫君） 大羅将君。

○1番（大羅 将君） 1件目の質問は終わらせていただき、次の2件目の公式LINEについて再質問させていただきます。

1点目の公式LINEの現状についてですが、まず運営管理責任者や運用担当者などはどこが行っているのかお伺いいたします。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） 大羅議員の再質問でございます。

公式LINEに係る運営管理責任者と運用担当者というようなご質問でございますが、責任者については総務課長が責任者となっております。

また、運用担当者につきましては、広報広聴係が担当となっております。

○議長（須藤利夫君） 大羅将君。

○1番（大羅 将君） 公式LINEを投稿するに当たり、運用基準など明確なものは定められているのかお伺いいたします。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） 大羅議員の再質問でございます。

公式LINEを使用するに当たって運用基準が定められているのかというようなことではございますが、玉川村LINE公式アカウント運用基準というのを定めておりまして、今後これは公表させていただきたいと思っております。

○議長（須藤利夫君） 大羅将君。

○1番（大羅 将君） 次に、2点目の公式LINEの具体的な配信内容と展望についてですが、投稿に関してやみくもに毎日投稿するのではなく、少頻度でも投稿を行うことが登録者にとっても必要な情報発信だと思いますが、投稿頻度や投稿に関する投稿時間に関してはほど

のような運用方針なのかお伺いいたします。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） 大羅議員の再質問でございます。

公式LINEに係る投稿頻度や投稿時間について決めているのかというようなことですが、投稿頻度については特に定めてございませんが、当然あまりにも頻繁に投稿したのではなかなか村民の方も、いつでも更新されて困るなと思いますので、必要な、本当に重要なところの更新というようなことで考えてございます。

また、投稿時間につきましては、基本的には業務の時間、平日の8時30分から午後5時15分というようなことで決定してございます。

○議長（須藤利夫君） 大羅将君。

○1番（大羅 将君） 公式LINEを登録することにより行政情報やイベント情報を知れるということはもちろんなんですけれども、僕が考える公式LINEの最大の強みというのは、災害発生時の災害情報をリアルタイムで届けられることができ、それが即座にチェックできるということが最大の強みだと理解しております。

災害発生時の投稿についてどのような運用基準やどのような運用方針があるのかお伺いいたします。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） 大羅議員の再質問でございます。

災害発生時に係る公式LINEの運用基準とか運用方針があるのかというようなことですが、実は公式LINEとは別に防災アプリを現在導入しております。こちらの利用方法については今後周知したいと思いますが、緊急時に必要な情報をリアルタイムで提供できるように運用するというようなことで考えてございます。

防災アプリにつきましては、公式LINEよりもより防災に重きを置いたソフトがございまして、村民の方が、ここの崖が崩れているよという写真を投稿すると災害対策本部のほうにその写真が来るような、そんなシステムになってございますので、今後、その使い方等についても周知してまいりたいと考えてございます。

○議長（須藤利夫君） 大羅将君。

○1番（大羅 将君） それでは、3点目の友だち登録の目標値と増加を促す周知方法についてでございますが、広報たまかわ12月号にも再掲載をしていくということですが、毎号継続的に広報たまかわにQRコード等を掲載していくということなのかお伺いいたします。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） 大羅議員の再質問でございます。

公式LINEに係るQRコードを毎月広報に掲載するのかというようなことでございますが、先ほど答弁でも申し上げましたが、12月号から毎月QRコードのほうを広報たまかわに掲載したいというようなことで考えてございます。

○議長（須藤利夫君） 大羅将君。

○1番（大羅 将君） 公式LINEが開設したこと自体を知らないという意見が本当に多く、広報たまかわを手にとれない、機会がないという方もいるのですが、例えば、各課の窓口や各行政施設内に友だち追加用のQRコードなど印刷したPOPなど、登録者を促す方法は考えていないのかお伺いいたします。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） 大羅議員の再質問でございます。

QRコードを印刷したPOP等を表示できないかというようなことでございますが、実は庁舎の主なところへは既に設置をしております。今後、関係出先機関のほうにも同じようなPOPを設置していきたいと考えてございます。

○議長（須藤利夫君） 大羅将君。

○1番（大羅 将君） 2件目の質問は終わらせていただき、次の3件目の市町村対抗スポーツ大会について質問させていただきます。

1点目の近隣市町村の支援状況の調査結果についてですが、近隣市町村は市町村対抗スポーツ大会について積極的な支援、多額な支援を行っている中で、今後は玉川村として近隣市町村と同じような水準まで引き上げていくお考えがあるのかお伺いいたします。

○議長（須藤利夫君） 村長、須釜泰一君。

○村長（須釜泰一君） 大羅議員の再質問にお答えをさせていただきます。

近隣市町村、そして管内の町村の実態を調査をさせていただきまして、どういう支援をしていくかという部分についてはつかむことができましたので、それを踏まえながら、今後村としてどういう形で支援していくのがいいのかという部分については、大羅議員の質問にもありましたように、令和6年度の当初予算の策定時期でもありますので、そういう中で議論をしていきたいと思っておりますし、様々な参考資料を基にしながら検討もしてまいりたいと考えております。

○議長（須藤利夫君） 大羅将君。

○1番（大羅 将君） 次に、2点目の調査結果を踏まえた来年度の支援の具体的な内容についてですが、先ほどの答弁の中にもありましたが、ユニホームの作成支援については、来年度、前向きに検討しているということですのでよろしいでしょうか。お伺いいたします。

○議長（須藤利夫君） 村長、須釜泰一君。

○村長（須釜泰一君） 大羅議員の再質問にお答えをさせていただきます。

ユニホームの部分につきましては、必要性があれば団体のほうから、恐らくスポーツ協会等を通じて上がってくるかと思っておりますので、その状況等を見ながら検討をさせていただきたいと思っておりますし、他町村の状況については先ほど答弁させていただいたとおり、実態についてはつかんでおりますので、それを参考にしながら、さらには、村内におけますほかの団体とのそういう横並びというものもあるかと思っておりますし、総合的にその辺のところについては勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（須藤利夫君） 大羅将君。

○1番（大羅 将君） 次に、バスの貸出支援については、多額な激励金を支援している自治体を除き、ほとんどが別途支援していると答弁がありました。

玉川村では、今後、課題検証を行うというお話がありましたが、そのバスの支援の支援結果につきましては今年度中に判断をいただけるのかお伺いいたします。

○議長（須藤利夫君） 村長、須釜泰一君。

○村長（須釜泰一君） 大羅議員の再質問にお答えをさせていただきます。

バスの支援の部分につきましては、一番心配なのが事故が起こったときどうなのかとか、運転士さんの確保をどうやっていくんだという部分については、やっぱり一番心配しているところでございます。

一方で、村を代表してスポーツ大会に出場してくださる、そういう方々の往復の安全性という部分についてもとても重要な視点だというふうに考えておりますので、先ほどの繰り返しになりますが、令和6年度の当初予算を今いろいろと検討しておりますので、そういう中で村としてどういう姿があるべきなのかという部分については、検討してまいりたいと考えております。

○議長（須藤利夫君） 大羅将君。

○1番（大羅 将君） ユニホームの作成支援及びバスの支援については、玉川村スポーツ協会を通じながら玉川村で支援を行い、市町村スポーツ大会に出場する際の支援、いわゆる補助金や激励金に関しては、玉川村スポーツ協会が判断して支援を行っていくというところで

よろしいでしょうか。お伺いいたします。

○議長（須藤利夫君） 村長、須釜泰一君。

○村長（須釜泰一君） 大羅議員の再質問にお答えをさせていただきます。

市町村対抗スポーツ大会等への参加費用等の支援等につきましては、当初の答弁もさせていただきましたけれども、まず全体の補助金につきましては、一括、玉川村スポーツ協会へ活動支援という形で補助金を支出しておりますので、協会から各スポーツ団体に対して助成をする形になっております。それがどういう形、具体的には幾らでどういうものに対して支援していくかという部分については、それは村とスポーツ協会のほうともお互い意見交換をしながら調整をしていければと思います。

ただ、最終的にはスポーツ協会のほうで決定した内容を尊重したいというふうに考えておりますが、それに至るまでの過程におきましては、いろいろとやり取りをさせていただきながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（須藤利夫君） 大羅将君。

○1番（大羅 将君） 近隣市町村の現状を確認して検証した結果、玉川村スポーツ協会さんへの活動支援補助金の増額等に関しては考えているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（須藤利夫君） 村長、須釜泰一君。

○村長（須釜泰一君） 大羅議員の再質問にお答えをさせていただきます。

トータルのその額をどうするかという部分については、まさに今、当初予算の編成中でございますので、それに向けて調整をしていきたいと思いますが、やっぱり見直すところはしっかりと見直した上で必要なものには必要な支援をしていくという部分が大事だと思いますので、その辺につきましてはスポーツ協会のほうの考え方もあるかと思っておりますので、繰り返しの答弁になってしまいますが、しっかりと意見を交換しながらよりよい形になるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（須藤利夫君） 大羅将君。

○1番（大羅 将君） 玉川村、市町村の代表として出ているのでぜひバックアップのほうをお願いしたいと思います。答弁ありがとうございました。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（須藤利夫君） これをもって、1番、大羅将君の一般質問は終わります。

◇ 佐久間 安 裕 君

○議長（須藤利夫君） 次に、2番、佐久間安裕君の発言を許します。

2番、佐久間安裕君。

〔2番 佐久間安裕君登壇〕

○2番（佐久間安裕君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、さきに通告いたしました内容について質問させていただきます。

まず初めに、1、玉川村学校給食センターの運営についてです。

昨今の燃料費高騰により、光熱費等物価高騰及び人件費の上昇などの影響は給食調理における経費にも影響を与えます。

9月には県立高校や寮などに給食を提供している事業者、食堂運営会社ホーユウの事業停止が話題となりました。テレビ等で19府県、150か所が影響を受けたと報道されたことは大きな衝撃でした。給食事業の2割が値上げできず、約6割が業績悪化を訴えているという現状もあるようです。

そこで、以下の点について伺います。

- 1、玉川村給食センターにおける物価高の影響について。
- 2、給食費軽減事業の予算と保護者負担の見通しについて。
- 3、委託事業者の負担増に対する事業者からの要望について。

続きまして、病児保育についてです。

保育事業に関する取組については、玉川村では認定こども園を中心として放課後児童クラブ、学童保育など積極的に取り組んでおります。共働き世帯が増えている現代社会において、保育事業へのさらなる取組として一時預かり保育や病児保育の重要性も高まってきております。

移住してきた方々は監護を依頼できる方がいない場合が多いと思われれます。このような場合に手を差し伸べる行政が求められるのではないのでしょうか。

須釜村長も言われている、生まれてよかった、住んでよかった、選んでよかった玉川村をつくっていく、そのためには次代を担う子供たちの健全な育成と玉川村への移住定住を推進することが重要であります。そのためには、子育て世帯への支援は有効な施策の一つであり、保育事業の充実が急務であると感じております。

そこで、以下の点について伺います。

認定こども園を利用していない子供の一時預かり制度について。

2、病児保育の対応、今後の見通しについて。

続きまして、3、高齢者福祉事業についてです。

日本の社会問題として、急激な少子高齢化に伴い社会保障の確保や制度の充実など、問題が山積しております。玉川村でも65歳以上の人口比率は33%台となっており、高齢者夫婦世帯、高齢者単身世帯も増加傾向にあります。この傾向を見れば高齢者施設利用者も増加することが予想されます。これに伴う村の負担、家族の負担、これも比例して増加するものと推測されます。特に、老人ホーム施設への入所は介護区分などの要件があり、入所したくても入所できない、入所順番を待っている待機者が多くいるなどの問題も出ております。そうした中で、一時的な施設入所、いわゆるショートステイ制度があり、介護している家族の負担軽減にもなっています。

そこで、以下について伺います。

高齢者のショートステイ滞在中における傷病発生時における預かり対応について。

以上、この点についてお伺いさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（須藤利夫君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長、須釜泰一君。

〔村長 須釜泰一君登壇〕

○村長（須釜泰一君） 2番、佐久間議員のご質問にお答えいたします。

まず、1つ目の玉川村学校給食センターの運営についてであります。玉川村学校給食センターは令和3年4月に開所し、村内の各小中学生に栄養バランスの取れた給食を提供しております。学校給食は栄養を満たして健康を維持する役割だけではなく、温かい食事を仲間と共に楽しく食べることにより、児童生徒の体のみならず仲間意識や信頼関係の醸成にも大きく寄与しております。

また、子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう食に関する指導の充実に取り組み、さらに学校における食育の生きた教材となる学校給食の充実を図るため、地場産物や米飯給食の積極的な活用に努めております。

1点目の物価高の影響につきましては、給食センターで毎日使用している食材はもとより、調理に必要な燃料費や輸送費等においても高騰傾向にあり、特に昨年あたりからは急激に高騰しております。

給食費については、毎年各学校のPTA会長や校長、給食主任等で構成する玉川村学校給食センター運営委員会で審議して決定しておりますが、今年度の給食費は小学生が1食310円、中学生が340円と前年度からそれぞれ30円ずつの値上げを余儀なくされております。

今後も、主な仕入先である福島県学校給食会や村内業者等と連携して情報収集を図り、安全・安心で安定した学校給食の提供に努めてまいります。

2点目の給食費軽減事業の予算と保護者負担の見通しにつきましては、給食費については、昨年7月から保護者の経済的負担軽減を図るため玉川村学校給食費補助金交付要綱に基づき、村内小中学校の児童生徒の給食費の半額補助を実施しており、今後も、引き続き給食費の半額補助を継続してまいりたいと考えております。

なお、本年度から実施している認定こども園たまかわクックの森の給食費の半額補助についても同様に継続してまいりたいと考えております。

また、学校給食は全国一律に提供する必要があること、食育の一環としても国が取り組むべき事業であると考えておりますので、今後も給食費の無料化に向けて県等関係機関とも協議を継続するとともに、国への要望等を働きかけてまいりたいと考えております。

3点目の委託事業者の負担増に対する事業者からの要望につきましては、玉川村学校給食センター内の調理については、現在白河市に所在する株式会社メフォスと業務委託契約を締結しております。今般の食堂運営会社の事業停止については、マスコミ報道がされたその日に委託業者に直接確認しており、その際にも特段問題ない旨の回答を得ております。

今後も委託業者と緊密な連携を図り、引き続き安定した学校給食の提供に努めてまいります。

次に、2つ目の保育事業の拡充への対応についてであります。1点目の認定こども園を利用していない子供の一時預かり保育制度につきましては、本村では令和2年10月から認定こども園たまかわクックの森において、クックの森を利用していない子供についても、住所や年齢などの対象要件はありますが一時預かり保育を実施しており、今後も保護者の負担軽減を図るため、引き続き一時預かり保育を継続してまいりたいと考えております。

2点目の病児保育の対応につきましては、本村では郡山市と病児保育事業の広域利用に関する協定を締結し、令和3年4月より、病気の治療中または回復期にある児童を預かる病児保育事業を実施しております。

具体的には、生後6か月から小学6年生までの児童を対象とし、保護者が勤務などの都合により家庭での保育ができない場合に受入れするものです。実施施設は郡山市内の個人病院

が運営する病児・病後児保育室1か所で、本村におけるこれまでの利用実績は1人となっております。

本村における既存の保育施設は、病児を預かるスペースや人材の確保並びに医療体制の面からも病児の受入れは困難であるため、今後につきましても医療施設の充実している他の地域への広域利用を推進するなど、病児保育事業を継続し、子育て支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、3つ目の高齢者福祉事業についてであります。高齢者のショートステイ滞在中における傷病発生時における預かり対応等につきましては、ショートステイを実施している介護老人福祉施設に確認しましたところ、滞在中に具合が悪くなった場合、緊急時は救急車を要請することとしておりますが、緊急時以外は原則ご家族に連絡をし、ご家族自身で医療機関に連れていくこととなっております。ただし、ご家族の勤務などの都合で早急な対応が難しい場合については、ご家族が到着するまでの間、施設の医療スタッフや職員が様子を見守るなどの対応をしているとのことです。

村といたしましては、引き続き高齢者やそのご家族が安心して利用することができるよう、関係機関と情報共有を図りながら施設などにおける事業の実施状況を注視するとともに、高齢者福祉の充実に取り組んでまいります。

○議長（須藤利夫君） 佐久間安裕君。

○2番（佐久間安裕君） ご答弁ありがとうございます。

それでは、まず最初の給食センターの物価高の影響についてということで再質問させていただきます。

今現状のその物価高、先の見えない状況の中で給食費の食材調達であったり、光熱費も上がる状況の中で非常に努力をされているということに関しては、非常に頭の下がる思いでございます。ただ、この価格的な見直しというのは、今年度は当然できないとは思いますが、来年度にこれが見直しになるのかなと思っておりますが、その辺の状況について少し教えていただければと思います。

○議長（須藤利夫君） 教育長、岡崎寛人君。

○教育長（岡崎寛人君） それでは、佐久間議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほどの答弁のとおり、給食費は玉川村学校給食センター運営委員会で協議の上、決定するためにこの場では回答はできませんが、給食センターに今後の見通しを確認したところ、今年度中の値上げは考えていないが、次年度については引き続き情報収集を行い、材料費の

みならず燃料費や運搬費等を含め、総合的に勘案して判断するというご回答をいただいております。村としても引き続き支援を継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 佐久間安裕君。

○2番（佐久間安裕君） ありがとうございます。

非常になかなか厳しい経済状況の中で、大変なご苦勞をされているとっております。そこで、次に、給食費負担額の軽減事業と無償化については6月の一般質問について質疑をさせていただいております。本当に、先ほどご答弁いただいたように努力によって給食費負担軽減は図られているとっておりますが、この物価高の影響及びその人件費の高騰を踏まえて、次年度の予算見込みについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 教育長、岡崎寛人君。

○教育長（岡崎寛人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、新年度の予算編成を進めておりますが、物価高騰の影響は大変大きく、給食費のみならず、電気、ガス料金、消耗品や修繕料等、多岐にわたっております。給食センターの運営費も増大することが見込まれます。しかしながら、物価高騰に直面する保護者の負担軽減を図り、村民が安全・安心に子育てができるよう、引き続き支援を継続してまいりたいと考えております。

○議長（須藤利夫君） 佐久間安裕君。

○2番（佐久間安裕君） ありがとうございます。

また、次、3番目の委託事業者の負担の関係でございますが、当然、事業者の負担について、食堂運営会社等の事業停止という状況において、即座にその業者に問合せをして対応をしたということは、学校給食事業をつかさどる者として、責任ある行動としてすばらしいなと非常に思っております。

しかし、今、今後の人件費の増加というものは不可避になってくると思います。そのために事業契約については、やっぱり当然予算も必要となっております。

本年度の委託事業者予算額は2,699万4,000円になっておりますが、当然増額ということも予想されます。これからの予算編成においては、おおよそ、約何%の増額を見込んでいらっしゃいますか。今現状で予想がつくのであれば教えていただきたいと思っております。

○議長（須藤利夫君） 教育長、岡崎寛人君。

○教育長（岡崎寛人君） ただいまのご質問にお答えします。

給食センターの調理業務につきましては、何よりも安全・安心、そして安定した給食の提供を継続するという事だと思っております。次年度以降も民間会社に業務委託を予定しておりますが、現在、新年度の予算編成の過程で委託業者と折衝を重ねております。本年度と比較して約3%程度の増額をする見通しが示されております。村としましても、人件費の高騰、これはやむを得ない事情であると思っておりますが、委託料の妥当性や根拠等、きっちりと精査した上で次年度の当初予算に計上したいと考えております。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 佐久間安裕君。

○2番（佐久間安裕君） ありがとうございます。

いまだに物価高の影響の底は見えない状況でございますが、安定提供にご努力をいただきたいとそう願っております。

続きまして、認定こども園の一時預かり事業ですが、子供を直接預ける年齢ではないのでなかなかちょっと状況を把握しておりませんでした。その一時預かりという形で現状登録者ではない、利用者ではない方が利用されているという状況であります。その点の受入れの利用に関する詳しい内容と伺いますか、条件と伺いますか、その辺をちょっと教えていただければと思います。

○議長（須藤利夫君） 教育長、岡崎寛人君。

○教育長（岡崎寛人君） それでは、ただいまの質問にお答えします。

条件につきましては、村内に住所を有し、村内外の施設を利用していない生後12か月以上の幼児、または里帰り出産で帰省している保護者の子で、祖父母が村内に住所を有している幼児が対象となっております。週3日を利用日数の上限として実施しております。

○議長（須藤利夫君） 佐久間安裕君。

○2番（佐久間安裕君） ありがとうございます。その辺の整理がちょっとできました。

実際、事業開始から現在までどのぐらいの方が利用していますでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 教育長、岡崎寛人君。

○教育長（岡崎寛人君） ただいまの件ですが、これまで、延べで19人が利用しております。

○議長（須藤利夫君） 佐久間安裕君。

○2番（佐久間安裕君） ありがとうございます。

続きましては、病児保育の対応についてでございます。

先ほど郡山のほうに事業を委託しているというか、契約をしているということでござい

した。現在、白河市、西郷村、泉崎、中島、矢吹については、しらかわ病児保育室、いわゆる白河厚生総合病院に隣接して実施しております。調べましたところ、鏡石も実は玉川と同様に郡山市の施設、菊池医院ということになっておりますが、そちらで契約をしているようです。その場合に、どうしてもちょっと遠方になるというふうに思いまして、じゃ、須賀川市はどうかということをお調べさせていただきました。須賀川市は須賀川病院附属保育所が対応になっているようでございます。こちらを利用することができれば、玉川村からすればかなり近くで利用できるようになるのですが、その件についてはいかがでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） ただいまの佐久間議員の再質問についてですが、須賀川市内の須賀川病院に附属する保育室がございまして、そちらの利用はどうかということですが、確認しましたところ、須賀川市民以外の住民の利用も可能ということです。ただし、こちらの保育室については病中児の預かりはしておらず、病気の回復期にある病後児限定などの利用条件がございました。このような条件はあるんですが、事前に利用登録をすることにより玉川村民も利用することができるということでございます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 佐久間安裕君。

○2番（佐久間安裕君） ありがとうございます。

そういう近くのところの施設も利用できるとなれば、少し幅が広がるのかなというふうに思っております。

当然、登園した後に子供たちが突然急な発熱をして、なるべく早く迎えに来てくださいよという形の連絡は当然受けると思います。それについて、ただ、その後、どうしても勤務に戻らなきゃいけないという場合に、どうしても預かる方がいないという方たちのそういう場合の対応といたしますか、例えば、今だと在宅の病児看護サービス、いわゆるシッター制度など、そういったものが近隣にあたりとかするのかなというような状況も含めて、ちょっと回答いただければと思います。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） ただいまのご質問についてですが、在宅における病児保育のシッターサービスについては残念ながら情報は把握しておりません。急な体調不良で保護者が迎えに行けたとしても、その後、見てくれる方が誰もいない場合、そのときに預かってくれるところはないかということについては、村長の答弁にもありました郡山市内の個人の

医療機関が運営する病児後保育室において、当日の利用も可能ということで確認をしております。定員はありますが、空きがあれば電話連絡の上、当日の利用も可能ということになっておりますので、こちらの利用ができるかと思えます。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 佐久間安裕君。

○2番（佐久間安裕君） ありがとうございます。

須賀川病院の場合は、先ほど言ったように病後児の保育だということで、それ限定というか、病中の場合はちょっと難しいけれどもという状況で、あとは、先ほど言ったように郡山のほうでは受入れは可能であるという、このような論点といたしますか、こういうような点がある程度整理できたということは非常にいいことなのかなと思えますし、利用する方々にぜひこういう制度がうまく利用できますよというようなことをご案内いただければと思っております。

また、この在宅の病児看護制度も何とかこれから少しでも充実されるということを目指したいところではあります。

また、こども園ですけれども、これからこども誰でも通園制度というものが実施され、モデル事業が開始されるようになります。将来に向けた保育士の確保などをはじめとしたその制度設計も、今後、併せてお願いしたいとそのように思います。

最後に、高齢者の事業ですが、その先ほどショートステイという問題でございます。

これについては、重複するかもしれませんが、高齢者のショートステイ滞在時に体調不良の連絡を受けたが仕事の都合で対応できないという場合、そのときの対応をもう少し、ちょっと教えていただけるとありがたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） 高齢者のショートステイの際の傷病発生時の、その際の施設の対応ということで、繰り返しになってしまうんですけれども、先ほど村長の答弁にもありましたとおり、緊急時、ご家族の到着を待てないぐらい状態が悪いというようなときには、施設が直接救急車の要請を行うということになっており、それ以外の場合につきましては、原則ご家族に連絡を差し上げてお迎えに来ていただくというような形になります。

ただし、すぐに家族の方も施設にお迎えに来れない状況もあろうかと思えますので、そのような場合には、施設の看護師等の医療スタッフや介護職員が様子を見守るなどの対応をし

ているということでございます。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 佐久間安裕君。

○2番（佐久間安裕君） ありがとうございます。

実際に利用する側にとっては、いろいろと、先ほど病児保育の問題であったり、このようなショートステイという形でのご利用をさせていただくわけですが、これはかなりその家族の負担というのは相当軽減されるというものであり、そういった政策が一つ、やっぱり重要になるのかなとそのように思っております。

また、先ほど申しましたが、その在宅の病児の看護であったりとか、そういったサポートの体制がより一層充実されるといいなというふうにはずっと思っていたのですが、今回ある程度、いろんな形が整理ができたので、非常に、利用する側にとってみれば利用しやすいように、今回こういう形で質問させていただきました。

今後ともいろいろと皆さんに利用できるというか、利用しやすい通知というか、周知をしていただければ助かるなとそのように思います。

本日はありがとうございました。

○議長（須藤利夫君） これをもって、2番、佐久間安裕君の一般質問は終わります。

ここで暫時休議とし、10分間休憩いたします。

（午前11時05分）

○議長（須藤利夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時15分）

◇ 塩澤重男君

○議長（須藤利夫君） 一般質問を続けます。

次に、11番、塩澤重男君の発言を許します。

11番、塩澤重男君。

〔11番 塩澤重男君登壇〕

○11番（塩澤重男君） ただいま議長より発言の許可がありました。事前に通告をしておりました3点について質問いたします。

超高齢化対策について。

全国的に少子高齢化が課題になっています。玉川村では75歳以上の後期高齢者が1,000人、65歳以上では2,000人と増加しています。近い将来、病院、買物に支障を来す人の増加が見込まれます。令和5年度の予算で、オンデマンドのバスの検討や御用聞きサービス、移動販売サービスの実証事業が行われており、今後の展開に期待しています。

- ①高齢者の交通事故増加で免許返納の環境整備策を伺います。
- ②交通弱者に対する施策は何か伺います。
- ③移動販売サービスの実証事業の成果と今後の計画を伺います。
- ④御用聞きサービスの成果と今後の展開を伺います。
- ⑤地域公共交通の取組状況を伺います。

2つ目、地域の環境整備について。

村は住民の身近な困り事を区長を通して受付しています。地域住民にとっては大きな問題です。

- ①これら区の要望件数と実施件数について伺います。
- ②未実施の実施計画を伺います。
- ③現在まで各区から上がった請願で、議会で採択した請願箇所の実施状況を伺います。
- ④未実施の解消計画を伺います。

3点目、物価高騰対策について。

ロシアのウクライナ侵攻に始まり、世界各地で戦争、紛争が起きています。この影響を受け、エネルギー、食料、全ての物価が高騰し家計の負担が増大しています。

- ①物価高騰対策で村民にはどのような施策を行っているか。
- ②生活困窮者、低所得者支援策について伺います。
- ③商店の活性化と村民への物価高騰対策としてプレミアム商品券の拡充はあるのか伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（須藤利夫君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長、須釜泰一君。

〔村長 須釜泰一君登壇〕

○村長（須釜泰一君） 11番、塩澤議員のご質問にお答えいたします。

1つ目の超高齢化対策についてであります。1点目の高齢者の交通事故増加で免許返納の環境整備策及び2点目の交通弱者に対する施策につきましては、県内他自治体においてもコミュニティバスの運行やオンデマンド交通実証、タクシー助成券の配布や、交通事業者への補助金の交付など様々な事業を実施しており、高齢者等の日常生活における移動については全国的に喫緊の課題となっております。

本村においても高齢者等の今後の生活環境、生活基盤の構築整備等を含め、高齢化によるいわゆる2040年問題への対応や日常生活の移動、地域交通に関する課題等について、行政や地域交通各社をはじめ、村社会福祉協議会やボランティア団体もちもたの会等の福祉関係組織や団体とも協議、検討を行っております。

移動手段や交通の在り方に関しましては、将来を見据えながらもどのような方法が玉川村という地域にふさわしいのか、どのような事業が村民の皆様が必要とされるのか、いわゆる玉川モデルの構築に向け、引き続きしっかりと検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の移動販売サービスの実証事業の成果と今後の計画につきましては、今回の実施方法は東部地区の商店事業者から品物を借り、各行政区の協力をいただき、毎週月曜日に地区の集会所や公民館において販売しておりましたが、今夏の猛暑の影響などにより利用する方が非常に少ない現状であり、高齢者にとっては利用しづらい方法であるとの結果となりました。

今回は、見守りや買物支援を目的とした移動販売実証事業であり、炎天下や大雨の中で高齢の方が徒歩で買物に訪れることなどを考慮すると、安全面等での課題もあることから、関係機関との協議の中で事業内容を見直し、支援者と一緒の買物や家にいながらの買物支援などの御用聞きサービスでのお買物支援で対応していくことが得策ではないかとのお話もいただいております。現在、実証期間中の事業見直しも含め、検討しているところでございます。

次に、4点目の御用聞きサービスの成果と今後の展開につきましては、11月30日現在、38名の方に登録いただき、買物や通院、銀行での付添い、余暇活動での支援等、様々な場面で需要があり、利用者からは大変便利である、大変ありがたい事業であるなどの好意的な意見をいただいております。

今後は、関係機関との連携を強化し、利用者の意見や要望等を反映させ、より多くの方々

にご利用いただける、皆様に必要とされる事業となるよう、さらに検討を進めながら来年度以降も実施、拡充してまいりたいと考えております。

次に、5点目の地域公共交通の取組状況につきましては、村内の地域公共交通である既存バス路線は、竜崎経由、須賀川駅、石川駅間における村内の停留所が14か所、母畑経由、須賀川駅、石川駅間については8か所、平田経由、小野駅、石川駅間が2か所で、そのほかに郡山駅から空港までのリムジンバス運行となっております。

また、JRについては、泉郷駅、川辺沖の2つの駅がございます。

玉川村地域公共交通網形成計画においても、これら広域公共交通資源の維持は必要とされており、特にバス路線に関しては、毎年度、生活交通路線バス運行対策費補助金として維持していくため予算を計上しているところでございます。

JR水郡線については、補助金などの支出はありませんが、先月、赤字拡大路線としての新聞報道があったように、県内の多くの路線で赤字が拡大しており、本村も含めた沿線自治体や水郡線活性化対策協議会等での利用拡大に向けた検討を進めているところであります。

また、村独自の交通施策についても、村内東西の移動、既存のバス停留所から駅、空港との接続など、様々な可能性を検討しながら村民の利便性向上、観光やビジネスで来村された方の二次的移動手段の確保等に向け、進めてまいりたいと考えております。

現在、国においてもライドシェア導入に係る議論が盛んに行われております。日本ではライドシェア、いわゆる相乗りが一般的ではなく、なじみも薄いところではありますが、米国等で行われているライドシェアには多くの種類、形態があり、我が国においてどのように導入されていくのか、今後の動向を注視しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目の地域の環境整備についてであります。1点目の区からの要望件数と実施件数及び2点目の未実施箇所の実施計画につきましては、要望件数は令和4年度で54件、令和5年度は11月までに75件の要望がありました。

要望の内容については、村道の穴埋めやひび割れ補修、側溝の土砂払い、のり面の補修や草刈り、支障木の伐採等が主なものであり、村で現地を確認し対応しておりますので、現時点において区からの要望箇所で未実施の箇所はありません。

なお、今後も村道や河川の管理者として、適切な維持管理を行ってまいります。

3点目の議会で採択された請願箇所の実施状況につきましては、昭和62年度以降の請願、陳情のうち採択された件数が43件あり、これまでの対応状況については令和4年度までの対応件数が16件、本年度の対応件数が3件となっております。

4点目の請願の未実施箇所の解消計画につきましては、各行政区からの請願や要望事業はこれまでも現地を確認し、危険性、緊急性を検討しながら優先順位を定め、村の財政状況等も勘案しながら実施してまいりました。今後も、安全・安心な生活を確保していく上で、危険性や緊急性の高い箇所については最優先に対応することとし、その他の箇所については、基本的には補助金や交付金事業等を活用することを前提に、引き続き優先順位等を検討しながら年次計画を策定するなど、計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3つ目の物価高騰対策についてであります。ご指摘のとおりロシアによるウクライナ侵攻や新型コロナウイルス感染症による影響、さらには円安など、様々な要因により物価の高騰が続いており、家計負担の増大などが社会的な問題となっております。

1点目の物価高騰対策としての施策につきましては、まず、本村の基幹産業である農業を取り巻く環境も大変厳しい状況にあることから、同業者向けの施策として一般社団法人日本施設園芸協会が実施している施設園芸セーフティネット構築事業の周知や、申請の補助等を行い、重油の使用量の削減と省エネ対策に取り組む施設園芸農家を支援しているところであります。

また、農産物の品質維持及び安定的な供給を図ることを目的として、農業生産に必要不可欠な肥料や各種資材等に係る費用の一部を助成する玉川村農業資材等高騰対策給付金事業を実施することとしており、関係する補正予算を本定例会に提出をいたしました。

さらに、全ての村民並びに事業者向けの施策として7月にプレミアム率を30%に拡充した商品券を1万5,000セット販売し、即日完売したところであり、換金率については11月時点で76.4%となっております。

工業等の事業者向け支援策といたしましては、従業員数に応じて補助金を交付することとしており、経済的負担の軽減と雇用維持を支援するため玉川村経済対策雇用支援事業を実施することとしており、これらに関する補正予算についても本定例会に提出しております。

エネルギー政策や原材料、食料などの価格上昇や円安の進行による影響などにより、国内の物価上昇については先行き不透明な状況にありますが、今後も情勢の変化や国、県の動向を注視し、新たな支援策が必要な場合には国等の対応に呼応しながら、村として速やかに対応してまいりたいと考えております。

2点目の生活困窮者、低所得者支援策につきましては、これまでに村が実施した事業としまして、令和4年度は物価高騰対応生活困窮世帯緊急補助事業により、対象世帯1世帯当たり7,000円の現金を支給しており、今年度においても物価高騰対応生活困窮世帯緊急支援事

業を実施し、対象世帯に1世帯当たり6,000円の現金を年内に支給する予定としております。

また、国の支援策としては、令和4年度は非課税世帯1世帯当たり5万円の現金を支給した電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業を実施しており、今年度においても1世帯当たり3万円の現金を支給する生活困窮者緊急生活支援事業を実施し、11月末までに対象世帯への支給を完了しております。

生活困窮者緊急生活支援事業については、国から重点支援地方交付金の低所得世帯支援枠として7万円の追加支給が示されておりますので、対象世帯に速やかに支給することができるよう、必要な補正予算を本定例会に提出しております。

引き続き、生活困窮者や低所得者支援にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

3点目のプレミアム商品券の拡充につきましては、1点目でお答えしましたプレミアム商品券の使用有効期限が本年12月末日までとなっており、現在実施中の事業でありますので、今年度における追加等での拡充につきましては現時点では考えておりませんが、完全に使用されるよう、引き続きしっかりと周知をしてまいります。

○議長（須藤利夫君） 塩澤重男君。

○11番（塩澤重男君） 再質問させていただきます。

大きい1点目の高齢化対策でありますけれども、交通事故対応、検討中ということがございますけれども、交通弱者に対するものも検討中ということですが、実際、免許証返納した場合、交通の足がなくなってしまうんですね。そうすると、返納したくても返納できない、結局、高齢、80歳になっても90歳になっても運転するしか、やむを得ない事情で返納できないという人が多いと思うんです。特に東部地区の場合、交通の便があまりよくないんですね。そういう関係であり、その地域を守っている足、足の確保、この件に対しては、みんな1番も2番も検討中というような答弁ではありましたが、これは検討委員会等を立ち上げて具体的に進める考えはあるのか伺います。

○議長（須藤利夫君） 村長、須釜泰一君。

○村長（須釜泰一君） 塩澤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

答弁で検討という言葉ということでございますが、この問題につきましては本当に大きな問題であるというふうに認識しておりますので、それで、いろいろな方法論について、いろいろな角度から、いろんな方々のご意見をお聴きしながら取り組んでいるところでございます。一つは、そのコミュニティバスの運行でしたり、オンデマンド交通とか何かという部分につ

いても考えられなくはないと思うんですが、前の議会でも答弁させていただきましたとおり、やっぱりバスだけの運行になってしまいますと、停留所を設定しても、じゃ、自宅からそこまでどうやって来るんだというような問題がございますので、そういうものを解消するために今、御用聞きサービスという方法で実証事業を行っております、そういう中で1か月に1回、関係者が集まりまして、どういう課題があるのか、いわゆる交通弱者という方々が移動手段である足がないことによってどういう課題があるんだとか、どうすることがふさわしいのかという部分については関係者集まって検討しておりますので、特段この件につきまして、庁内におきましては、もちろん本来の業務としてどうあるべきかについての検討は進めてまいります、外部の方々と交えたそういう検討組織を構築するかという部分につきましては、現時点においては定期的に行っておりますその関係者の検討会をもって対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（須藤利夫君） 塩澤重男君。

○11番（塩澤重男君） 移動販売サービスの実証事業の件ですけれども、何か、先ほどの話では使い勝手が悪いといえますか、利用者にとっては利用しづらいというような答弁でした。やはり高齢者になりますと自宅まで来て買うとか、そういうのが求められるのかなというふうに思いますけれども、御用聞きサービスのほうが使い勝手がよいというような話ですよ。これはお買物支援とか買物、通院、銀行の付添いとか、こういう大変、付き添って病院まで行ってくれるとか、そういうのがこれから高齢者になればなるほど使い勝手はいいのかなというふうに考えますけれども、この御用聞きサービスで高齢者が実際に頼む場合、簡単に依頼するような方法というか手続、これを教えていただきたいと思っておりますけれども。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） 11番議員の再質問でございますが、利用の方法としましては先ほど答弁しましたとおり、当初に、利用するための登録が必要でございます。現在、38名登録しておりますが、利用される場合にはあらかじめその事業者のほうに電話していただいて、時間と内容をお話しいただき予約した内容について、実際にお宅に向かい、サービスの提供をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 塩澤重男君。

○11番（塩澤重男君） 分かりました。

次に、先ほど話がありましたように、ライドシェアですか、その件と高齢者通院サポート

のライドシェアというの、多分これから、運転士不足とかそういうのが報道されていますけれども、こういうのが必要になってくるのではないかと思いますけれども、これについて、ライドシェアの検討、今後進めていくのかどうか伺います。

○議長（須藤利夫君） 村長、須釜泰一君。

○村長（須釜泰一君） 塩澤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

ライドシェアの部分につきましては、実は御用聞きサービス事業を今年度実施しておりますので、それも含めましてどういう形でこれから玉川モデル的なものをつくっていくのがいいのかという部分について、来年度さらに突っ込んで検討していこうかということでも考えておったんですが、国のほうで、先ほど言いましたように、かなり議論が盛んに行われるようになってまいりまして、来年度以降、具体的に国のほうでどういう形になっていくかという部分があるかと思っておりますので、我々が先行していろいろ検討してしまっただけで手戻り感があるのもちょっとまずいなというようなことで、国の動き、その検討結果をしっかりと見極めた上で、その動向をしっかりと注視しながら検討を進めてまいりたいなというふうに考えております。一つの大きな手段であると思っておりますので、ライドシェアについてもしっかりと検討してまいりたいと思っておりますし、国がどんな形の方向性に持っていくのか、地方に対しての支援はどうか、いろいろあると、時期の問題もあるかと思っておりますので、そういうのをしっかりと注視しながら検討してまいりたいと思っておりますが、いずれにいたしましても、これは議員もお話しされたとおり、やっぱりいろんな政策を我々やっていくに当たりましても村民の皆様それぞれをしっかりと伝えるように、ご理解いただくように、知っていただくようにしていくことが大事だと思っておりますので、そこは本当にきめ細やかに、こういう施策、そのためにはこういう手続が必要だというようなことを分かりやすく丁寧にお伝えしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） 塩澤重男君。

○11番（塩澤重男君） 次に、5点目の公共交通の関係ですけれども、村でも補助金、相当出しています。また、水郡線なんか赤字路線のほうで新聞に載っていますけれども、これも大変だなというように思いますけれども、実際、東部地区の場合、交通の便が悪いのが問題になっています。四辻から、山小屋、南須釜、吉、北須釜、それから玉川本庁舎と、それを結ぶ交通機関があれば便利になると思うんですけれども、また、村内をぐるっと一周するような巡回バスですか、そのような検討も必要かなと思いますけれども、そういう東西を結ぶ線とそれから村内を一周する交通、そのような検討があるかどうか伺います。

○議長（須藤利夫君） 村長、須釜泰一君。

○村長（須釜泰一君） 塩澤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

東西を結ぶそういう定期バスでしたり、村内を周遊するような定期バスみたいなものについてどうするかについては、今、御用聞きサービスでいろいろ検証している部分がありますけれども、それも含めて、玉川村としてはどういうスタイルが一番ふさわしいのか、今、議員がまさにおただしになりましたような東西を結ぶバスとか、あと、一周するバスという部分についても、恐らく重要なそういう資源になってくるんだと思いますが、それも含めましてどういう姿が最もふさわしいのかにつきましては、さらに検討をさせていただきたいというふうに考えておりますし、そんなに検討ということで先送りもできませんので、先ほどの国のライドシェアの議論の過程なんかもございますので、そういうことも踏まえながら、総合的にしっかりと詰めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） 塩澤重男君。

○11番（塩澤重男君） 次に、2点目の地域の環境整備について再質問いたします。

①番の要望件数ですけれども、令和5年の11月までで75件ということですね。未実施のほうは、未実施はないというような答弁でありましたけれども、区長からの要望書見ますと、結構な数がのってきているんですよね。ちょっと計算しますと、大体7割くらいの実施状況ではないかと思っておりますけれども、そのほか、地域整備課以外の部分でどこか、違う部署で担当しているようなものはあるのでしょうか、伺います。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） 区長さんからの要望、その他、ほかの課でもあるかというようなことですが、総務課でいいますと防犯灯の要望であったり、防火水槽の要望であったり、そういったところで要望を受付してございます。

その他につきましても、各担当課で区長さんが直接来て要望している箇所があるかと思われます。

○議長（須藤利夫君） 塩澤重男君。

○11番（塩澤重男君） 一応、区長の要望としては地域整備課に上がってくるわけですか、総務課に上がってくるわけですか。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、高林浅輝君。

○地域整備課長（高林浅輝君） ただいまの塩澤議員の再質問でございますが、それぞれの課におきまして上がってくる内容につきましては、例えば地域整備課ですと道路、河川、水路

というようなことで、担当課により内容が違いますのでそれぞれの課で対応するようにしてございます。ほぼ地域整備課のほうで各地域からの、区長さんの依頼も含めて要望が来ますけれども、その要望につきましては、地域整備課から担当課につないで要望を報告しているというようなこととなります。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 塩澤重男君。

○11番（塩澤重男君） この未実施のほう、大体ほとんどやっているというような答弁でありますけれども、違う部分の担当の分、それが残っているというように解釈しました。

予算がないという答弁もあるんでしょうけれども、須釜村長の言葉で前に言った言葉、できない理由を探すよりもできる方法を考えるというようなお話がありました。大変前向きな発言であります。住民の福祉の向上は行政や議会等に共通の目的でもあります。要望内容を見ますと道路の穴ぼことか道路の路肩崩れですか、それから水路の補修など身近な困り事が多いようです。私有地に関する要望というのもありまして、無理な要望等もあります。それから、要望、これ聞きっ放し、あるいは受けっ放し、数年間これ放置しているようなことはないんでしょうか、伺います。

○議長（須藤利夫君） 村長、須釜泰一君。

○村長（須釜泰一君） 塩澤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、今回ご質問いただいた中におきまして、比較的小さい身近な修繕のものと、あとちょっと大きい、いわゆる議会で採択されるような請願というものと2通りあるのかなというふうに考えておりまして、まず身近なものにつきましては、答弁させていただきましたとおり、穴ぼことかそういう側溝のものとか、そういうものでありますが、本当に身近なものでありますので、そういうものにつきましては、例えば道路補修員が対応できるものについては即対応するようにしていますし、あと、やっぱり専門業者じゃないとできないものにつきましては、専門業者に即対応するようにしております。

そのためには、1件ごとのそういう事業予算ではなくて枠として予算を確保しておきまして、迅速な対応ができるような形で今までも対応してまいりましたし、これからもそういう、速やかに、迅速に対応できるように対応してまいりたいというふうに考えております。

もう一つのほうの請願等で、先になってしまうんですけれども、請願等で採択されたような事業箇所につきましては、比較的大きい事業になってまいりますので、それは1件ごとに予算化して執行していく形になります。そういう中におきまして、本当に危険性が高く、そ

して緊急性の高いものについては、それは財源等を考えずに一般財源でやらざるを得ないと思いますが、できることなら、村の財政等も勘案いたしますと、補助金でしたり、その交付金を活用することによって対応する、そういう事業もございますので、なるだけそういうのも踏まえながら対応していきたいというふうに考えております。

いずれにしましても、やっていかないと進みませんので、そういうその大きな前提はありながらも、そういうのを基本にしながらも、先ほどの答弁にもなりますけれども、年次計画等を作成しながら、なるだけ早くそういうご要望に対応できるように進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（須藤利夫君） 塩澤重男君。

○11番（塩澤重男君） それから、議員が直接、地域整備課に言ったり、あるいは住民が口頭で要望を地域整備課とかそういうのに行くとするんですよね。そういうものは記録されているのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、高林浅輝君。

○地域整備課長（高林浅輝君） 塩澤議員の再質問についてでございますが、区长、議員、住民からの直接的な要望、その結果の返答はというところでございますが、いずれの直接的な依頼の要望につきましても村で現地確認後、その結果については、修繕が必要な場合はいつ誰がどのような修繕内容でというところで、内部で道路補修員や玉川村建設協力会の対応をどちらにするかも含めまして、電話連絡などにより依頼者へ返答しているということでございます。

○議長（須藤利夫君） 塩澤重男君。

○11番（塩澤重男君） 区长も1年で変わってしまいます。担当者も2年くらいですか、もう変わっちゃって、後で分からなくなってしまうあれがありますよね。それでも、要望した人はいつまでも記憶しているんですよね。あれやってもらえないとかとそういうところがありますので、こういう引継ぎ関係はしっかりとできているのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、高林浅輝君。

○地域整備課長（高林浅輝君） 塩澤議員の再質問についてお答えいたします。

担当者の異動により引継ぎはしているのかというところでございますが、担当者の異動に伴う引継ぎにつきましては、年度末の時期ということになるかと思っております。担当者の異動があれば引継ぎ書により引継ぎをしているという状況でございます。

なお、各地域からの修繕箇所につきましても、その中で対応済み、まだやっていない未執

行分がないかも含めて担当者による引継ぎを行っているところでございます。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 塩澤重男君。

○11番（塩澤重男君） 分かりました。

これは結果の返答がないのが問題なんですね。年度末に各区長さんにでも未実施の理由をつけて、区長に年度末、結果報告すべきと考えますがいかがでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、高林浅輝君。

○地域整備課長（高林浅輝君） 塩澤議員の再質問についてお答えいたします。

年度末に結果の報告が欲しいということでございますが、年度末に各地区からの修繕案件の結果報告について、依頼された修繕箇所の受付簿を地域整備課で管理をしてございます。依頼案件が完成しているのか、まだ完成していないのか、さらには今後予定している他事業、例えば水道や下水道工事、こちらのほかの事業との同時施工の調整が可能なのかも含めて、その結果につきましては報告することはできると思います。

○議長（須藤利夫君） 塩澤重男君。

○11番（塩澤重男君） 次に、議会で採択した事業、これも議会では採択した責任が伴います。放置したままでは議会不信に陥ります。これも相当金額が、予算規模が大きくなる事業ですので、村単独では負担が大き過ぎるのかなと思いますので、これは国経由の要望活動というのはされているのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 村長、須釜泰一君。

○村長（須釜泰一君） 塩澤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今おただしのとおり、請願で採択された事業につきましては、やはり区長さんから上がってくるような小さいものとは違って額的にもかなり大きくなりますので、答弁させていただきましたとおり、やっぱり我々といたしましてもなるだけ一般財源を活用するのではなくて、一般財源をなるべくなら使わないように国の補助金とか交付金を活用してやっていきたい、もしくは有利な起債事業に該当する場合については、そういうのを活用してやっていきたいというふうには思いますので、例えば県との定期的な打合せの場でしたり、そういう場で話をしたり、何かのきっかけのときに状況について説明したりというようなことをやっておりますので、そういう部分についての実態については、引き続き県等に対しましては説明をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（須藤利夫君） 塩澤重男君。

○11番（塩澤重男君） たしか令和5年度は3か所、今対応中ということの報告がありましたけれども、実際の住んでいる人が住みやすいと思わなければ移住定住のほうにも影響すると思うんですね。実際住んでいる人が便利が悪いとか、環境が悪いなということでは移住者も来ないと思うんですよ。やはり現住者を大切にすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 村長、須釜泰一君。

○村長（須釜泰一君） 塩澤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

確かに、選んでいただけるそういう村づくりをするためには、これは移住でお迎えするのもそうなんですが、流出阻止という部分でもそうなんですが、やっぱり道路を含めました生活インフラ、社会インフラの整備というものが、生活インフラの整備ということは大事だと思いますし、まさに議員おただしのとおり、住んでいる方が住みやすい、そういう環境をつくっていくということが重要な視点だと思いますので、それは住んでいる方に寄り添った形で今後も村政運営してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） 塩澤重男君。

○11番（塩澤重男君） 実施については、これも議会でも分からないんです、どれだけやったんだか。これもやはり毎年、毎年度末に議会に対して、できた部分に対してでも、できない部分とできた部分で、これも結果報告が欲しいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、高林浅輝君。

○地域整備課長（高林浅輝君） ただいまの塩澤議員の再質問について説明を申し上げます。

まさしく、議会に対する報告が大事であるということ、さらには件数の中で何か所、実際にできているのかということも含めまして、議会の全員協議会などで報告する場を設けていただきまして説明をしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 塩澤重男君。

○11番（塩澤重男君） 分かりました。

次に、3点目の物価高騰対策でありますけれども、これは農家への農業資材面での支援しているということですね。それから工業関係のほうもやっていると、それから生活困窮者、単価3万円ですか、それから6,000円の現金給付というような答弁がありました。プレミアムのほうは考えていないということでもありますけれども、子育て家庭への支援というのはないのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） ただいまの子育て支援への対策はないのかというご質問についてですが、今現在、村が実施している生活困窮低所得者の支援対策には低所得の子育て世帯も含んでおります。生活困窮や低所得ではない子育て世帯については実施はないんですが、令和4年度、5年度についても、新型コロナ分も含めまして物価高騰対策として低所得の子育て世帯生活支援の特別給付金事業等を実施をしております。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 塩澤重男君。

○11番（塩澤重男君） 最後になりますけれども、物価高騰生活応援で村単独の支援というのはどの部分になるのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） ただいまの塩澤議員の再質問でございますが、どの部分が村単独かというようなことでございますけれども、今回行う農業資材価格高騰の補助金だったりというものの金額全てが国から来るわけではございません。国から来たお金に村で単独でプラスして交付をするような考えでございます。

○議長（須藤利夫君） 塩澤重男君。

○11番（塩澤重男君） 分かりました。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（須藤利夫君） これをもって、11番、塩澤重男君の一般質問は終わります。

ここで休憩とし、昼食といたします。

（午前11時59分）

○議長（須藤利夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 1時00分）

◇ 石 井 清 勝 君

○議長（須藤利夫君） 一般質問を続けます。

次に、4番、石井清勝君の発言を許します。

4番、石井清勝君。

〔4番 石井清勝君登壇〕

○4番（石井清勝君） ただいま議長より許可いただきましたので、先に通告しました1点を質問いたします。

1、行方不明者の捜索について。

今年10月に村内において行方不明の事案が発生しました。家族の方々は、そのとき、どこにどのように連絡していいか分からず困っている状況であります。自分の判断で地元区長や地元の消防団に捜索をお願いしておりました。

村としては、災害対応や火災対応についてマニュアル化されておりますが、今後このような事態が起こらないとも限りませんので、行方不明者の捜索について捜索場所別のマニュアル化をすべきではないかと思えます。

そこで、次の2点を伺います。

近隣の市町村で捜索に関するマニュアルが作成されているところがあるか。

②河川や山林などで捜索場所の範囲と状況に応じたマニュアルを作る予定があるか。

よろしく申し上げます。

○議長（須藤利夫君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長、須釜泰一君。

〔村長 須釜泰一君登壇〕

○村長（須釜泰一君） 4番、石井議員のご質問にお答えいたします。

行方不明者の捜索についてであります。1点目の近隣の市町村での捜索に関するマニュアルの作成状況につきましては、石川郡内町村及び近隣市町村である須賀川市、鏡石町、矢吹町に確認したところ、作成している市町村はございませんでした。

次に、2点目の河川や山林など捜索場所の範囲と状況に応じたマニュアルの作成につきましては、捜索願は行方不明者の家族から警察に提出されるため、捜索の主体は警察であります。村独自のマニュアルで捜索した場合、指揮系統が複数となり現場の妨げにもなることも考えられますので、現在のところ作成する予定はございません。

行方不明者の捜索については、警察からの捜索協力依頼に基づくものでありますので、今後も警察からの要請があった場合には捜索の範囲や必要な人数等について、二次災害防止へ

の対応を徹底した上で協力してまいりたいと考えております。

○議長（須藤利夫君） 石井清勝君。

○4番（石井清勝君） それでは、再質問させていただきます。

①に対しては、近隣ではマニュアルはないということなんですけれども、実際、今回の10月の事案では、結局家族が石川署と連絡しましたらば、川の近くでいなくなったと話があったんですけれども、そうしたらば、やはり順番があるということでお話を聞きました。ところが、川とか池とかの場合は今、何ていうんですか、消防の中にも緊急消防援助隊とか、警察の中にも緊急警察援助隊というのがあるんですね。これの内容を村としては知っているか伺います。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） ただいまの石井議員の再質問でございますが、そのような組織について私のほうでは認識はございませんでした。

○議長（須藤利夫君） 石井清勝君。

○4番（石井清勝君） この消防と警察の中にあるんですけれども、これは東日本地震のとき全国から消防のほうに手伝ってもらったということで、それで福島県の消防のほうでも緊急事態を想定しまして、須賀川の広域消防の中にもこの緊急消防援助隊というのがあるんですよ。その内容は、車両4台、隊員16名、16名のうち、潜るというんですか、池とかに潜って捜索する隊員が8名。これは須賀川管轄の中から2名ずつ一応選出されているそうです。そして、その隊長は一応、須賀川で管轄しておりまして、今回も3日目ですか、急遽出てもらいまして、阿武隈川の中を潜ってもらいまして捜索をお願いしました。

なぜかという、こういうのが実際私らも全然知りませんでした。そして、村もまだ知らないかもしれなかったのが質問したんですけれども、やはりこういう緊急消防援助隊ということで、結局須賀川の消防署というか、管轄で玉川の署員もやっています。やはりこういう情報が入らないと、こういう水害とかなったときの、できないので。

それから、元年の台風の時もそうですけれども、船がなかった、そして石川のほうに船を持っていったんですけれども、須賀川に1艘しかないということで、急遽石川のやつを玉川に持ってきたことがあるんですけれども、そのときもこの緊急消防援助隊と、ようやくできて1年か2年ならぬかくらいなんですね。

やはり、この特別緊急消防隊というのがあるのに、今回の場合は実際言って連絡はしなかったんですよ。なぜ分かったかという、1週間前に阿武隈川で練習をしたんですよ。そ

のときその緊急消防援助隊の方が品物を忘れて帰って、そしてそれを石川の警察署から連絡をもらったならば、その捜索をやっているからということで話は出たんですけれども。そして、玉川分署の分署長に聞いたならば、全然村からも、警察から来たのは遅かったので我々に対応できませんでしたということと言われたんですけれども、やはりこういう特別の緊急消防隊があるのを村としても把握してほしいんですけれども、いかがなものなのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 村長、須釜泰一君。

○村長（須釜泰一君） 石井議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、緊急消防援助隊、そして緊急警察援助隊という組織があることについては認識していなかった部分については私自身も甘かったのかなというふうには思っておりますので、これからそういう部分についてはしっかりとアンテナを高くし、情報を収集しながら、役場内においても情報の共有を図ってしっかりと村民の皆様方のご要望等に対応できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

ただ、今回の件につきましては、やはりその捜索という部分になってまいりますと、事件の部分で警察のほうに届けるようになっておりますので、警察のほうから逆に消防でしたり地元自治体のほうへの連絡というのがあるのかなというふうに認識をしております。

ただ、逆に事件とか事故が起こった場合に、消防に連絡が行ってそこから警察に行くという部分もあるかとは思いますが、そういう部分について、例えば我々も情報を得た時点で消防のほうに早めに、二重になってしまう可能性もあるかもしれませんけれども、そういう部分についての情報の提供という部分については、速やかにやっていく必要があるのかなというのは認識しておりますので、今後こういうことがある場合につきましては、その関係機関との情報の共有をしっかりと図っていく部分については、改めて職員一同取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（須藤利夫君） 石井清勝君。

○4番（石井清勝君） 情報がなくてなかなか入らなかったということなんですけれども、県警に聞きましたらこういうのなんですね、提出者、いなくなった方が警察に連絡しても、直接役場、消防に連絡してもよいと、ただ、警察の場合は書類を作成するのに時間がかかるということで、そしてもし山とかあったら警察犬とか地元の消防にお願いするのが普通なんですという話で。その中に、この緊急消防援助隊とか緊急警察援助隊という組織があるので、ぜひ連絡をしていただければ、1日、2日はかかるんですけれども、連絡を取りますという話だったので。

結局、今回、練習に来たからちょうど分かったんですけども、そうしないと我々も全然、そんなのあるということは全然知らないんですよ。やはり総務課も消防団の管轄なので、やはりその組織、消防の、広域消防の組織をもう少し調べていただきたいと思いますが、総務課長、どうでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） ただいま石井議員の再質問でございます。

広域消防に係るものの事務分掌につきましては、総務課で担当してございますので、今後勉強してまいりたいと考えてございます。

○議長（須藤利夫君） 石井清勝君。

○4番（石井清勝君） ありがとうございます。

ただ1点、地元の消防団を使うとやはり手当関係が出てくるので、これは村当局としては1日だったら大丈夫だと思うんですけども、2日、3日かかった場合は村当局としてはどのような考えをしているか伺います。

○議長（須藤利夫君） 村長、須釜泰一君。

○村長（須釜泰一君） 石井議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今回の事例でお話をさせていただきますと、今回につきましても、警察がやっぱりトップに立って指揮命令を出しておりました。やっぱりそれは、答弁させていただきましたとおり、指揮命令系統が複数になりますと現場の捜索の妨げにもなるということもありますので、やっぱり指揮命令系統は1本で、そういう中においてそれぞれの役割分担の中において捜索をしていたというふうに、私も現場にいてそのように警察のほうからもお聞きしておりましたし、実際問題として感じておりました。

ですから、その中で警察は警察としての役割を果たしましたし、消防は消防の役割を果たしましたし、村の消防団という部分においてもその役割は果たしたというふうに思います。

その中で長くなってしまった部分については、なかなか警察としてもそれに何人も割くことを、長くすることは難しい部分がありますし、消防団という部分についてもやっぱり長くなることで、皆さんお仕事も持っている部分ありますので、おのずと限界という部分がありますので、そういう中で、いつまでにそういうことの態勢を組まなきゃならないという部分については、やっぱり警察、そして消防としっかりと意見交換をしながら、連携をしながら決めていかなきゃならないのかなというふうに思います。

今回の場合については、雨が降っていた部分がありまして、その水量がかなり多かったと

ということで、二次災害防止という観点からも、なるたけちょっと深みに入らないような、そういう捜索が最初は続いたのかなというふうに思っております。その後、長引いた部分については、家族の意向もございまして、それを警察のほうも尊重し、なかなか多くの数は割くことはできませんが、通常の警らをする中に、巡視をする中において併せて捜索をしていきたいということもありますので、村といたしましてもおのずと、そういう大きな警察のほうの考え方の中でできるところまではしっかりと対応していきたいなというふうに考えております。

○議長（須藤利夫君） 石井清勝君。

○4番（石井清勝君） すみません、私質問したのは消防団の手当ですね。1日出すのだから、そこなんですけれども、それをお答えいただけますか。

○議長（須藤利夫君） 村長、須釜泰一君。

○村長（須釜泰一君） 石井議員の再質問にお答えいたします。

質問の趣旨を私がかうまく理解できなくて大変失礼いたしました。

当然に、手当の部分ですので、かかった部分についてはお支払いはさせていただくということで、ただ、その前段の部分の考え方について述べさせていただきましたので、必要に応じて出ていただいた部分については手当を支給するということであります。

○議長（須藤利夫君） 石井清勝君。

○4番（石井清勝君） 実際にして、私の父も今から5年前ですか、行方不明になって、朝方山さ行ったとか、そのままいなくなって、夕方5時頃から地元の消防団と地元の親戚関係に頼んでお願いして捜索したんですよね。ただ、そこにちょうど私の友達関係で、石川の警察署の連中がちょうど巡回に来たので、親父がいなくなったんだけどどうしたらいいかということで話したらば、じゃ、捜索をしますということで捜索をお願いして、夜中の11時か12時頃ですか、見つかったんですけれども、やはり私も経験した中で、いかにして行方不明者を捜索するのが難しいかということと、今現在、玉川分署の方とお話したらば、大変認知症が多いと、今は。玉川も認知症多いと思うんですよね。その方が行方不明になるのが大体90%。ですから、玉川村の人たちも認知症の確認を必ずしていただけないと、我々の消防団も緊急になったとき、認知症だか、病気でいなくなったのか、蒸発したとか、そういうのも分からないということで、認知症も考えてくださいということで言われたんですけれども、認知症の場合は福祉課で見ていると思うんですけれども、大体玉川に認知症者は、認定されるのは何名くらいいるか伺います。

○議長（須藤利夫君） 村長、須釜泰一君。

○村長（須釜泰一君） ただいまの石井議員の再質問でございますが、通告いただいております検索に関連する質問からかなり乖離する形としますので、これについては、別途ご説明等対応させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。お諮りいただければと思います。

○議長（須藤利夫君） 石井議員をお願いします。

通告内容から逸脱しますので、注意して質問入ってください。

○4番（石井清勝君） 行方不明者の中の一部なので、離れたと言われれば離れたかもしれないんですけども、一応警察官に言われたので、あと消防からも言われたので、村としてもこの認知症の確認を必ずしてほしいと思います。

それでは、このマニュアルを作らないと、考えていますと言うんですけども、やはりこれは警察署とか広域消防と連絡を取りまして、総務課としてもその警察の、何ていうんですか、申込みから現地までの打合せとか、そして消防分署だったら分署のほうはどういうようになるとか、お話をいただけないかと思うんですけども、いかがなものでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 村長、須釜泰一君。

○村長（須釜泰一君） 石井議員の再質問にお答えをさせていただきますが、警察そして消防、そして行政という部分については、やっぱり常に情報共有を図りながら連携して取り組んでいく必要があると思いますので、そういう意味においては、意見交換なり情報交換等はさせていただきたいというふうに考えておりますし、現実にもそういう対応をさせていただいております。

○議長（須藤利夫君） 石井清勝君。

○4番（石井清勝君） やはり、広域消防の玉川分署の分署長が今回の事故に対しては何か恥ずかしかったということでは言われていたので、やはりその情報を把握してもらってしないと、連絡網がちゃんとしないと今回みたいになるものですから。そして私も分署に行って緊急消防援助隊というのは何ですかという話を聞いたならば、災害とか水の中に入ったりとか、いろんなこと想定して今練習を始めているんですということ、ただ、隊員が16名のうち、みんな各分署にいるものですから、全員集合するまでは2日くらいかかるということ、前もって連絡もらえれば、この緊急消防援助隊ということに対しては連絡できる。あと、災害に対しては各分署に1名ずつ責任者がいるので、その方が連絡網を取りまして、各分署と連絡するというのを伺いました。

ぜひ、いろんな救助隊あるので、玉川も阿武隈川があるので、そして今度、乙字ヶ滝の道の駅というか、乙な駅ですか、もできるので、やっぱり今度、そうすればボートとかで浮かべれば大変な災害になると思うので、やはりいかにして救助をするかということを考えていただきたいと思いますので、村長の意見を伺います。

○議長（須藤利夫君） 村長、須釜泰一君。

○村長（須釜泰一君） 石井議員の再質問にお答えをさせていただきます。

議員おただしのとおり、例えば警察におけます緊急警察援助隊でしたり、消防におけます緊急消防援助隊でしたり、そのほかのそういうその特殊部隊等については、さらに我々についても勉強させていただきたいと思ひますし、あと、玉川分署長が恥ずかしいと言ったその部分については、何がどういふふうになんかしたのかという部分を確認させていただきながら、どうすればその恥ずかしくなかつた行動ができるかという部分については、再度確認をしながら勉強をさせていただきたいと思ひます。

いずれにいたしましても、関係機関が情報共有を図ってしっかりと対応することが大事だと思いますので、引き続き関係機関との連携は緊密に行つてまいりたいと思ひております。

○議長（須藤利夫君） 石井清勝君。

○4番（石井清勝君） 大変ありがたいお言葉でございますけれども、連携、必ず連携しないところというのはなかなか進まないの、やはり人命に関わることなので、ぜひ警察署、消防署、村としての連携を必ず密にして、人命救助をお願いしたいと思ひます。

以上です。

○議長（須藤利夫君） これをもって、4番、石井清勝君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（須藤利夫君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 1時24分）